



熊本県公報

号外 第 3 4 号

平成 25 年 9 月 30 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (健康危機管理課) 1
 - 平成24年度熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 2

規 則

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 5 0 号

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和 5 6 年熊本県規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「条例第 1 3 条の動物愛護管理員が法第 2 4 条第 2 項若しくは第 3 3 条第 2 項の立入検査又は」を削り、「際に」を「職員が」に、「動物愛護管理員身分証明書」を「立入調査職員身分証明書」に改める。
別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

(表)

| | | |
|--|---------|---|
| | 第 号 | ↑ |
| 立入調査職員身分証明書 | | |
| 写 真 | 所 属 | |
| | 氏 名 | |
| | 年 月 日生 | |
| 上記の者は、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 5 5 年熊本県条例第 4 1 号)第 1 2 条第 1 項に規定する立入調査を行う職員であることを証明します。 | | |
| | 年 月 日交付 | |
| | 熊本県知事 | 印 |
| ←----- 9 センチメートル -----> | | |
| | | ↓ |

6 センチメートル

(裏)

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第 1 2 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養若しくは保管に係のある場所 (人の住居を除く。) に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則
この規則は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

公 告

熊本県公告第 5 3 4 号の 2

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 1 7 年熊本県条例第 1 号) 第 6 条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

平成 2 4 年度に新たに採用された一般職の職員 (臨時職員を除く。) 及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】

(単位：人)

| 区 分 | 試験の種類 | | | | 選 考 | 任期付 | 合 計 |
|-------|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|
| | 大卒程度 | 民間経験者 | 短大卒程度 | 高卒程度 | | | |
| 一般行政職 | 84 | 9 | 2 | 14 | 29 | 0 | 138 |
| 警 察 職 | 98 | 0 | 0 | 59 | 2 | 0 | 159 |
| 教 育 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 249 | 0 | 249 |
| 企 業 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 技能労務職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 182 | 9 | 2 | 73 | 280 | 0 | 546 |

【再任用】

| 区 分 | フルタイム | 短時間 | 合 計 |
|-------|-------|-----|-----|
| 一般行政職 | 30 | 90 | 120 |
| 警 察 職 | 19 | 0 | 19 |
| 教 育 職 | 31 | 14 | 45 |
| 企 業 職 | 1 | 3 | 4 |
| 技能労務職 | 11 | 0 | 11 |
| 合 計 | 92 | 107 | 199 |

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりである。

- ① 一般行政職
- ② 警 察 職
- ③ 教 育 職
- ④ 企 業 職
- ⑤ 技 能 労 務 職
- ②～⑤以外の職員
公安職給料表が適用される職員
教育職給料表が適用される職員
企業職給料表が適用される職員
技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成 2 4 年度に離職した一般職の職員（臨時職員を除く。）の状況は、次のとおりである。

| 区 分 | 定年退職 | 勸奨退職 | そ の 他 | | | | | 合 計 | |
|-------|------|------|-------|------|----|------|------|-----|------|
| | | | 分限免職 | 懲戒免職 | 失職 | 死亡退職 | 任期満了 | | 普通退職 |
| 一般行政職 | 169 | 47 | 0 | 0 | 0 | 5 | 55 | 28 | 304 |
| 警 察 職 | 60 | 20 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 60 | 144 |
| 教 育 職 | 176 | 71 | 0 | 1 | 0 | 8 | 15 | 46 | 317 |
| 企 業 職 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 技能労務職 | 15 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2 | 31 |
| 合 計 | 422 | 145 | 0 | 2 | 0 | 16 | 77 | 138 | 800 |

(3) 職員数の状況

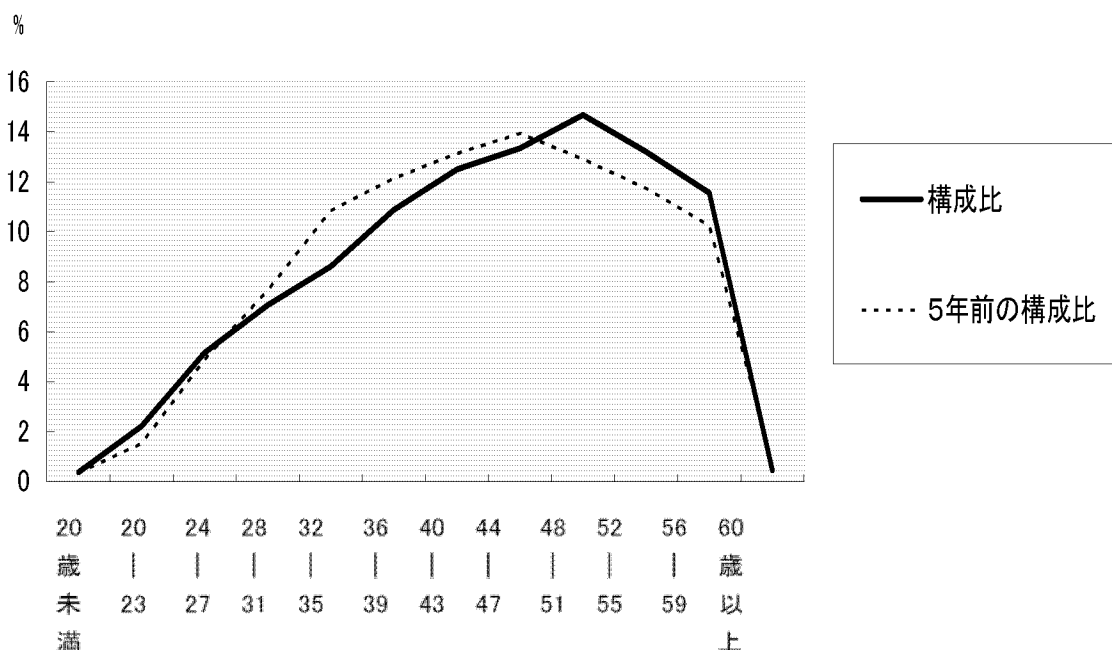
① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度 4 月 1 日現在）（単位：人）

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年 増減数 | 主な増減理由 |
|------|------|--------|--------|------------|-------------------|
| | | 平成25年度 | 平成24年度 | | |
| 一般行政 | 議 会 | 31 | 31 | 0 | |
| | 総 務 | 705 | 723 | ▲ 18 | 減) 事務の統廃合縮小 |
| | 税 務 | 226 | 245 | ▲ 19 | 減) 事務の統廃合縮小 |
| | 労 働 | 76 | 77 | ▲ 1 | |
| | 農林水産 | 1,282 | 1,302 | ▲ 20 | 減) 事務の統廃合縮小 |
| | 商 工 | 189 | 193 | ▲ 4 | 減) 事務の統廃合縮小 |
| | 土 木 | 805 | 813 | ▲ 8 | 減) 事務の統廃合縮小 |
| | 民 生 | 404 | 418 | ▲ 14 | 減) 事務の統廃合縮小 |
| | 衛 生 | 556 | 552 | 4 | 増) 水俣条約外交会議推進室の設置 |
| | 小 計 | 4,274 | 4,354 | ▲ 80 | |
| 教 育 | | 14,260 | 14,305 | ▲ 45 | 減) 学級数減による教職員の減 |
| 警 察 | | 3,460 | 3,431 | 29 | 増) サイバー犯罪対策室の体制強化 |

| | | | | |
|-----------|-------|----------|----------|--------|
| 公 営 企 業 等 | 病 院 | 86 | 86 | 0 |
| | 下 水 道 | 8 | 5 | 3 |
| | そ の 他 | 83 | 84 | ▲ 1 |
| | 小 計 | 177 | 175 | 2 |
| 合 計 | | 22,171 | 22,265 | ▲ 94 |
| | | [26,830] | [26,819] | [11] |

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 [] 内は、条例定数の合計である。
 3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



| 区分 | 20歳未満 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 計 |
|-----|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|---------|
| 職員数 | 81人 | 489人 | 1,143人 | 1,567人 | 1,907人 | 2,411人 | 2,771人 | 2,959人 | 3,255人 | 2,927人 | 2,562人 | 99人 | 22,171人 |

③ 定員管理の数値目標及び達成状況

ア 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までに於ける定員管理の達成状況

| 平成24年4月1日 職員数 | 平成28年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|--------|--------|
| 4,305人 | 4,120人 | △ 185人 | △ 4.3% |

(注) 知事部局以外の公営企業、教育委員会、警察本部、各種委員会等の職員についても、知事部局の取組を踏まえた適正な定員管理に努めている。

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成24年～ | (参考) 数値目標 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|-----------------|
| | 計画始期 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 平成28年計 | |
| 職員数 | 4,305 | 4,230 | - | - | - | - | 4,120 |
| 増減 | | △ 75 | - | - | - | △75 (△1.7%) | △185 (△4.3%) |

- (注) 1 計画期間は、平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 4 月 1 日の 4 年間である。
- 2 (%) 内の数値は、増減率を示す。
- 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
- 4 職員数は、市町村派遣医師を含み、1 年以上の臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成 2 5 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計しているのので、確定後公表する。

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

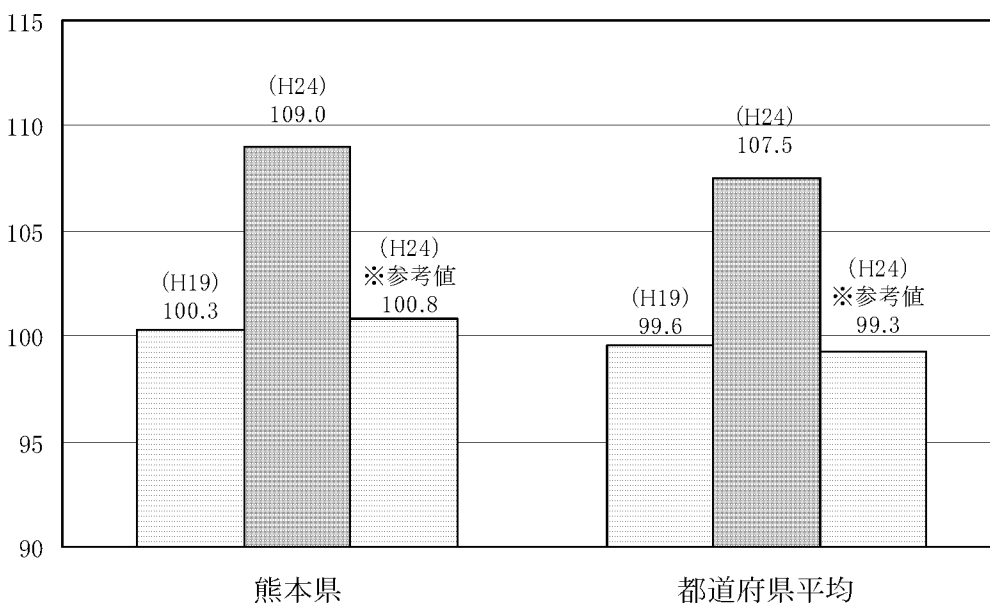
| 区 分 | 住民基本台帳人口 (24年度末) | 歳 出 額 A | 実 質 収 支 | 人 件 費 B | 人 件 費 率 B/A | (参考) 23年度の人件费率 |
|------|---------------------|-------------------|------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 24年度 | 人 1,825,361 | 千円 740,574,653 | 千円 11,505,221 | 千円 213,124,827 | % 28.8 | % 29.0 |

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|-------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 24年度 | 人 22,089 | 千円 102,454,563 | 千円 17,641,103 | 千円 36,485,320 | 千円 156,580,986 | 千円 7,089 | 千円 - |

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成 2 4 年 4 月 1 日現在の人数である。

③ ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 1 0 0 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

④ 給与改定の状況

ア 月 例 給

| 区 分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|------|-----------|------------|--------------|--------------|-------|---------------|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較 差 A - B | 勧 告 (改定率) | | |
| 25年度 | 円 | 円 | 円 | % | % | % |

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特 別 給

| 区 分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | (参考) 国の年間支給月数 |
|------|---------------|----------------|--------------|---------------|--------|------------------|
| | 民間の 支給割合 A | 公務員の 支給月数 B | 較 差 A - B | 勧 告 (改定月数) | | |
| 25年度 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一 般 行 政 職 給 料 表 の 状 況 (平成 25 年 4 月 1 日 現 在)

| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 | 10 級 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 1号給の 給料月額 | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 | 366,200 | 413,000 | 464,600 | |
| 最高号給の 給料月額 | 243,700 | 307,800 | 354,700 | 388,300 | 400,600 | 422,600 | 456,200 | 478,200 | 537,700 | |

(3) 職 員 の 平 均 給 与 月 額 、 初 任 給 等 の 状 況

① 職 員 の 平 均 年 齢 、 平 均 給 料 月 額 及 び 平 均 給 与 月 額 の 状 況 (平成 25 年 4 月 1 日 現 在)

ア 一 般 行 政 職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|--------|--------|-----------|-----------|------------------|
| 熊本県 | 43.7 歳 | 344,852 円 | 407,906 円 | 372,704 円 |
| 国 | - 歳 | - 円 | - 円 | - 円 |
| 都道府県平均 | - 歳 | - 円 | - 円 | - 円 |

イ 技 能 労 務 職

| 区 分 | 公 務 員 | | | | |
|---------|--------|-------|-----------|---------------|------------------|
| | 平均年齢 | 人数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (国ベース) |
| 熊本県 | 49.7 歳 | 329 人 | 334,418 円 | 371,298 円 | 351,169 円 |
| うち用務員 | 48.7 歳 | 212 人 | 325,994 円 | 363,030 円 | 343,448 円 |
| うち運転士 | 51.9 歳 | 57 人 | 360,470 円 | 404,539 円 | 381,514 円 |
| うち学校給食員 | 48.9 歳 | 6 人 | 333,433 円 | 346,120 円 | 336,350 円 |
| うち巡視 | 52.9 歳 | 3 人 | 360,366 円 | 387,887 円 | 380,866 円 |
| 国 | - 歳 | - 人 | - 円 | - 円 | - 円 |
| 都道府県平均 | - 歳 | - 人 | - 円 | - 円 | - 円 |

| 区 分 | 参 考 | | |
|---------|---------------|-------|-----|
| | 年収ベース(試算値)の比較 | | |
| | 公務員(C) | 民間(D) | C/D |
| 熊本県 | - | - | - |
| うち用務員 | 5,720,760 円 | - 円 | - |
| うち運転士 | 6,416,668 円 | - 円 | - |
| うち学校給食員 | 5,489,540 円 | - 円 | - |
| うち巡視 | 6,154,244 円 | - 円 | - |

ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 熊本県 | 42.5 歳 | 374,079 円 | 421,328 円 |
| 都道府県平均 | - 歳 | - 円 | - 円 |

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 熊本県 | 45.8 歳 | 392,646 円 | 432,165 円 |
| 都道府県平均 | - 歳 | - 円 | - 円 |

オ 警察職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|--------|--------|-----------|-----------|------------------|
| 熊本県 | 38.9 歳 | 319,903 円 | 414,450 円 | 342,280 円 |
| 国 | - 歳 | - 円 | - 円 | - 円 |
| 都道府県平均 | - 歳 | - 円 | - 円 | - 円 |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 「イ 技能労務職」の表は、平成 25 年 4 月 1 日現在の技能労務職給料表適用者（国の海事職俸給表（二）の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局の職員を除く。）を対象に作成している。
なお、「用務員」には、用務員のほか、監視員、業手及び学校技師を含む。
また、年収ベースの「公務員（C）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。
- ② 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | | 熊 本 県 | 国 |
|----------|-------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 172,200 円 | 172,200 円 |
| | 高 校 卒 | 140,100 円 | 140,100 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 146,700 円 | - |
| | 中 学 卒 | 130,500 円 | - |
| 高等学校教育職 | 大 学 卒 | 192,800 円 | - |
| | 高 校 卒 | - | - |
| 小・中学校教育職 | 大 学 卒 | 192,800 円 | - |
| | 高 校 卒 | - | - |
| 警 察 職 | 大 学 卒 | 192,300 円 | 200,000 円 |
| | 高 校 卒 | 161,500 円 | 161,500 円 |

③ 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|--------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 259,495 円 | 319,191 円 | 365,801 円 |
| | 高校卒 | 214,639 円 | 271,151 円 | 317,903 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 216,900 円 | 247,300 円 | 274,100 円 |
| | 中学卒 | - | 246,400 円 | 269,400 円 |
| 高等学校 教育職 | 大学卒 | 301,507 円 | 361,241 円 | 405,055 円 |
| | 高校卒 | - | - | - |
| 小・中学校 教育職 | 大学卒 | 303,677 円 | 362,336 円 | 398,509 円 |
| | 高校卒 | - | - | - |
| 警 察 職 | 大学卒 | 281,716 円 | 335,796 円 | 397,895 円 |
| | 高校卒 | 246,350 円 | 296,165 円 | 348,743 円 |

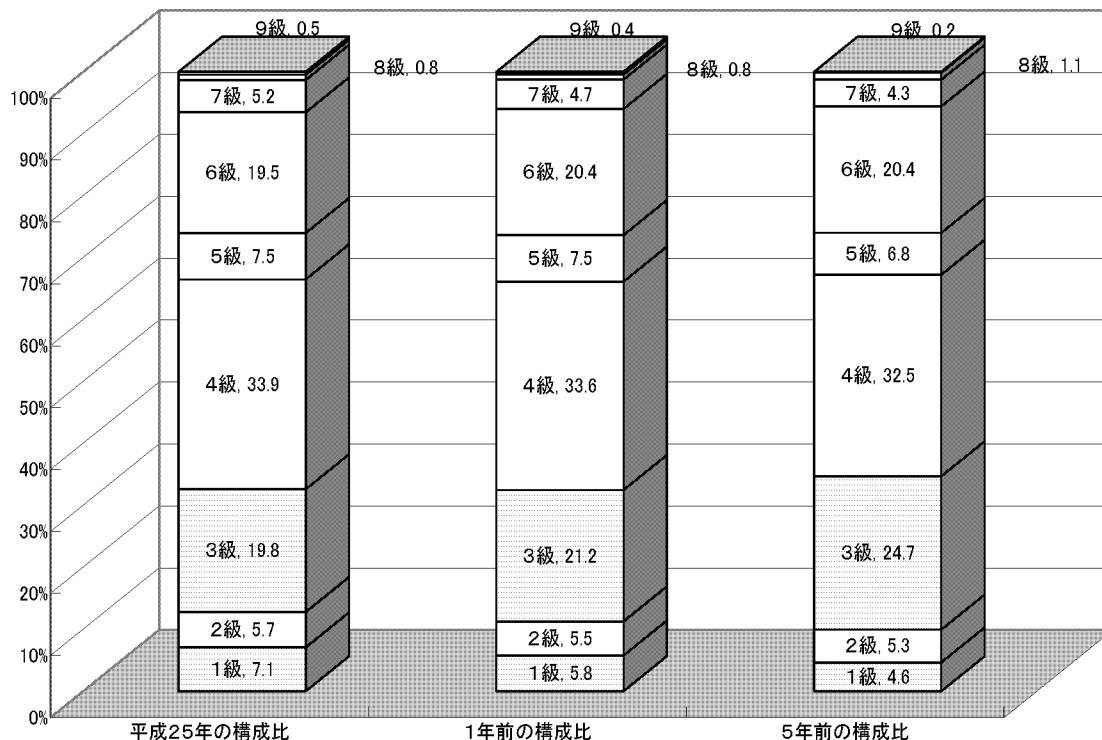
(注) 技能労務職の中学卒で経験年数 10 年の区分については、対象となる職員が少数のため公表を控えている。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|-----|--|------------|-----------|
| 1 級 | 主事、技師の職務及びこれに相当する職務 | 人 327 | % 7.1 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務 | 人 263 | % 5.7 |
| 3 級 | (1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務 | 人 917 | % 19.8 |
| 4 級 | (1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務 | 人 1,566 | % 33.9 |
| 5 級 | 本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務 | 人 345 | % 7.5 |
| 6 級 | (1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務 | 人 901 | % 19.5 |
| 7 級 | (1)本庁の局長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務 | 人 242 | % 5.2 |
| 8 級 | 本庁の困難な業務を処理する局長の職務及びこれに相当する職務 | 人 38 | % 0.8 |
| 9 級 | 本庁の部長の職務及びこれに相当する職務 | 人 22 | % 0.5 |

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評価の実施状況

熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日（毎年1月1日）前1年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施した。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給区分については、5段階（A～E）に設定した。評価結果に基づき、C区分を標準に昇給区分を決定。なお、A区分及びB区分については、新たな評価制度を構築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応した。

平成25年1月1日の昇給においては、知事部局職員4,388名のうち、上位区分（A区分及びB区分）に決定されている者が727名（16.6%）、標準区分（C区分）に決定されている者が2,991名（68.2%）、下位区分（D区分及びE区分）に決定されている者が177名（4.0%）であった。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

| 熊 本 県 | | 国 | |
|--|-----------|--|-----------|
| 1人当たり平均支給額(平成24年度) | | — | |
| 1,583 千円 | | | |
| (平成24年度支給割合) | | (平成24年度支給割合) | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.60 月分 | 1.35 月分 | 2.60 月分 | 1.35 月分 |
| (1.45) 月分 | (0.65) 月分 | (1.45) 月分 | (0.65) 月分 |
| (加算措置の状況) | | (加算措置の状況) | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25% | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25% | |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

「勤務実績の改善を要する職員に係る研修・指導等の取扱要綱」に基づく研修及び指導の対象である職員には、50/100の成績率を適用した。

② 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 熊 本 県 | | | 国 | | |
|------------|--------------------------|------------|----------|--------------------------|------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.03 月分 | 28.7875 月分 | 勤続20年 | 23.03 月分 | 28.7875 月分 |
| 勤続25年 | 32.83 月分 | 38.955 月分 | 勤続25年 | 32.83 月分 | 38.955 月分 |
| 勤続35年 | 46.55 月分 | 55.86 月分 | 勤続35年 | 46.55 月分 | 55.86 月分 |
| 最高限度額 | 55.86 月分 | 55.86 月分 | 最高限度額 | 55.86 月分 | 55.86 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | |
| (退職時特別昇給 | な し) | | | | |
| 1人当たり平均支給額 | 6,642 千円 | 25,577 千円 | | | |

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績 | | | 65,258 千円 |
|-------------------------|----------|--------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算) | | | 733,236 円 |
| 支給対象地域 | 支給対象職員数 | 支給率 | 国の制度(支給率) |
| 東京都特別区 | 30 人 | 18 % | 18 % |
| 大阪市 | 8 人 | 15 % | 15 % |
| 福岡市 | 5 人 | 10 % | 10 % |
| 長崎市 | 1 人 | 3 % | 3 % |
| 福井市 | 1 人 | 3 % | 3 % |
| 上記以外の市町村 | 21,976 人 | 0 % | 0 % |
| 平均支給率 | | 15.9 % | 15.9 % |

- (注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
 2 「支給実績（平成 24 年度決算）」及び「支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度決算）」には、東日本大震災に係る職員派遣に伴い、派遣先の規定に基づき本県が支給する地域手当が含まれている。

④ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績(平成24年度決算) | | 1,063,315 千円 | |
|----------------------------|---|--|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | 115,760 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度) | | 38.5 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 58種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 税務手当 | 広域本部又は自動車税事務所に勤務する職員 | 県税の賦課又は徴収に従事したとき | 月額 20,000円 日額 1,000円 |
| 2 感染症防疫作業手当 | 感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員 | 感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき | 日額 290円～760円 |
| 3 放射線取扱作業手当 | 放射線取扱作業に従事する職員 | エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき | 診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円 |
| 4 漁ろう手当 | 茶洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員 | 漁ろうに従事したとき | ・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円 |
| 5 福祉業務手当 | 福祉事務所に勤務する職員 | 福祉に関する現業業務に従事したとき | 日額 600円 |
| 6 潜水手当 第18号作業に係る手当 | ・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 ・茶洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員 | 潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき | 1時間当たり 20メートルまで310円 30メートルまで780円 30メートル超1,500円 |
| 7 精神保健指定医等従事手当 | 精神保健指定医である職員等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき | 日額 290円 |
| 8 有害薬品等取扱作業手当 | 有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員 | 有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき | 日額 290円 |
| 9 種雄牛馬取扱作業手当 | 農業研究センター又は広域本部に勤務する職員 | 種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき | 日額 230円 |
| 10 舎監兼務手当 | 本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員 | 本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき | 日額 100円又は300円 |
| 11 訓練教育手当 | 職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員 | 職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき | 日額 1,200円 |
| 12 速記手当 | 熊本県議会事務局に勤務する職員 | 速記業務に従事したとき | 日額 700円 |
| 13 と畜検査等手当 | と畜検査員又は食鳥検査員 | 獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき | 日額 300円 |
| 14 夜間看護手当 | こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき | 1回につき 2,000円～6,800円 |
| 15 用地交渉従事手当 第14号作業に係る手当 | ・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員 | 直接用地交渉に従事したとき | 日額 700円 (夜間 1,000円) |
| 16 消防訓練従事手当 | 消防職員及び消防団員の訓練指導に専ら従事する職員 | レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき | 日額 720円 |

| | | | |
|--------------------------------------|---|---|--|
| <p>17 特殊現場作業手当 第28号作業に係る手当</p> | <p>①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び広域本部に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員</p> | <p>①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき</p> | <p>① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円</p> |
| <p>18 漁業取締手当</p> | <p>漁業取締に従事する職員</p> | <p>海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき</p> | <p>日額 550円</p> |
| <p>19 航空機とう乗作業手当 第21号作業に係る手当</p> | <p>・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員</p> | <p>航空機とう乗して業務に従事したとき</p> | <p>1時間当たり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p> |
| <p>20 衛生検査業務従事手当</p> | <p>保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師</p> | <p>臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき</p> | <p>日額 290円</p> |
| <p>21 し尿処理施設検査等従事手当</p> | <p>環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員</p> | <p>し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき</p> | <p>日額 230円</p> |
| <p>22 い草取扱作業手当</p> | <p>農業研究センターに勤務する職員</p> | <p>染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき</p> | <p>日額 220円</p> |
| <p>23 結核患者等訪問指導手当</p> | <p>保健所に勤務する職員</p> | <p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき</p> | <p>日額 230円</p> |
| <p>24 狂犬病防疫作業手当</p> | <p>保健所に勤務する職員</p> | <p>狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は葉殺を行ったとき</p> | <p>日額 360円</p> |
| <p>25 植物検疫防除手当</p> | <p>病害虫防除所に勤務する職員</p> | <p>植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき</p> | <p>給料月額額の6/100の額</p> |
| <p>26 小型船舶海上作業手当</p> | <p>水産技術の職員及び公害関係の職員</p> | <p>総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき</p> | <p>日額 220円</p> |

| | | | |
|-------------------|---|---|--|
| 27 公共土木施設災害応急作業手当 | 農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所、ダム管理所及び港管理事務所に勤務する職員 | 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき | 日額 480円又は730円 |
| 28 夜間定時制勤務手当 | 夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員 | 正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき | 1日につき 130円 |
| 29 昼夜間兼務手当 | 所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員 | 所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき | 1時間につき 1,500円 |
| 30 夜勤手当 | 家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員 | 家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき | 1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円 |
| 31 面接指導手当 | 通信教育において面接して指導を行った職員 | 通信教育において面接して指導を行ったとき | 1時間につき1,600円 |
| 32 学力検査手当 | 高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員 | 高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき | 1時間につき300円 |
| 33 農業水産管理手当 | 農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員 | 農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき | 日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円 |
| 34 教員特殊業務手当 | 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員 | 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき | 1日につき 1,100円～6,400円 |
| 35 多学年学級担当手当 | 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師 | 当該学級における授業又は指導に従事したとき | 1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円 |
| 36 教育業務連絡指導手当 | 管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭 | 管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき | 1日につき 200円 |
| 37 第1号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき | 1日につき 560円 |
| 38 第2号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 犯罪鑑識作業に従事したとき | 犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円 |
| 39 第3号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 無線自動車運転作業に従事したとき | 1日につき 420円 |
| 40 第5号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき | 交通捜査作業 1日につき 高速隊 840円 その他 560円 交通整理作業 1日につき 高速隊 460円 その他 310円 |
| 41 第6号作業に係る手当 | 全警察職員 | 特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき | 1日につき 250円～4,600円 |
| 42 第8号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 白バイ運転作業に従事したとき | 1日につき 560円 |
| 43 第9号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき | 感染症被留置者看守作業 1日につき 290円 その他看守作業 1日につき 240円 |
| 44 第10号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき | 感染症被留置者護送作業 1日につき 290円 その他護送作業 1日につき 200円 |

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| 45 第11号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき | 1日につき 340円 |
| 46 第13号作業に係る手当 | 全警察職員 | 感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき | 1体につき 1,600円～3,490円 |
| 47 第15号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき | 1回につき 730円 |
| 48 第17号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき | 爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円 |
| 49 第19号作業に係る手当 | 全警察職員 | 災害警備等作業、救難救助作業、救難救助訓練作業に従事したとき | 災害警備等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円 |
| 50 第20号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員(航空機操縦作業については、全警察職員) | 航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき | 航空機操縦作業 1時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき 1,410円 |
| 51 第22号作業に係る手当 | 全警察職員 | 航空機とう乗危険作業に従事したとき | 操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円 |
| 52 第24号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 船舶警ら等作業に従事したとき | 1日につき 220円 |
| 53 第25号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 緊急夜間作業に従事したとき | 1回につき 1,240円 |
| 54 第26号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 身辺警護等作業に従事したとき | 1日につき 640円～1,150円 |
| 55 第27号作業に係る手当 | 警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 | 銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業及び暴力団等から危害を加えられるおそれがある者の警戒作業に従事したとき | 1日につき 820円～1,640円 |
| 56 道路上作業手当 | 広域本部地域振興局に勤務する職員 | 道路の維持補修等の作業に従事したとき | 1日につき 100円又は150円 |
| 57 特殊自動車運転業務手当 | 農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 | 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき | 日額 240円 |
| 58 東日本大震災関連作業手当 | 全警察職員 | 東日本大震災に対処するため、設定された区域での作業に従事したとき | 福島第1原子力発電所の敷地内 1日につき 3,300円～40,000円 警戒区域 1日につき 1,330円～6,600円 帰還困難区域 1日につき 1,330円～6,600円 居住制限区域 1日につき 660円～3,300円 計画的避難区域 1日につき 1,000円～5,000円 |

⑤ 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|--------------|
| 支給実績(平成24年度決算) | 2,807,131 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | 127 千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | 2,735,942 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | 121 千円 |

⑥ その他の手当 (平成 2 5 年 4 月 1 日 現 在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (平成24年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算) |
|-----------------------|--|----------|--|--------------------|-----------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | — | 2,982,271 千円 | 244,900 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | — | 1,414,796 千円 | 692,509 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 異なる | 通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額 | 2,403,458 千円 | 114,916 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給 | 同じ | — | 590,834 千円 | 292,702 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である医師等に対して410,900円以内を支給 | 同じ | — | 112,280 千円 | 1,727,385 円 |
| 6 農林漁業普及指導手当 | 農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給 | | | 76,089 千円 | 332,266 円 |
| 7 へき地手当(これに準ずる手当を含む。) | ・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給 | | | 143,006 千円 | 235,053 円 |
| 8 定時制通信教育手当 | 定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給 | | | 36,470 千円 | 236,341 円 |

| | | | | | |
|--------------------------------|---|-------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 9 産業教育手当 | 農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給 | | | 117,893 千円 | 206,123 円 |
| 10 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | — | 528,610 千円 | 439,045 円 |
| 11 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | — | 184,608 千円 | 133,968 円 |
| 12 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置(所有に係る住宅に居住している職員に対して月額2,000円を支給) | 一部異なる | 所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間 | 1,890,510 千円 | 126,237 円 |
| 13 特勤手当 (これに準ずる手当を含む。) | ・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給 | 同じ | — | 7,417 千円 | 264,893 円 |
| 14 義務教育等教員特別手当 | 小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給 | 同じ | — | 969,943 千円 | 68,793 円 |
| 15 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | — | 208,392 千円 | 328,694 円 |
| 16 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給 | 同じ | — | 23,701 千円 | 364,631 円 |
| 17 特定任期付職員業績手当 | 特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給 | 同じ | — | 0 千円 | 0 円 |
| 18 任期付研究員業績手当 | 特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給 | 同じ | — | 0 千円 | 0 円 |
| 19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む。) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | | | 0 千円 | 0 円 |

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | | |
|------------------|-------|------------------------|------------|--------|
| 給 料 | 知 事 | 868,000 円 (1,240,000円) | | |
| | 副 知 事 | 970,000 円 | | |
| 報 酬 | 議 長 | 970,000 円 | | |
| | 副 議 長 | 870,000 円 | | |
| | 議 員 | 780,000 円 | | |
| 期 末 手 当 | 知 事 | (24年度支給割合) | | |
| | 副 知 事 | 2.95 月分 | | |
| | 議 長 | (24年度支給割合) | | |
| | 副 議 長 | 2.95 月分 | | |
| 退 職 手 当 | 知 事 | (算定方式) | (1期の手当額) | (支給時期) |
| | 副 知 事 | 124万円×在職月数×0.59 | 3511.68 万円 | 任期毎 |
| | 備 考 | 97万円×在職月数×0.42 | 1955.52 万円 | 任期毎 |

(注) 1 給料の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

① 電気事業

ア 職員給与費の状況
 決 算

| 区 分 | 総費用 A | 純損益 又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|----------------|-----------------|-------------------|---------------|---------------------------|---------------------------------|
| 平成 24 年度 | 千円 1,652,312 | 千円 ▲ 67,507 | 千円 458,089 | % 27.7 | % 33.7 |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|----------------|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成 24 年度 | 人 58 | 千円 246,816 | 千円 50,770 | 千円 93,403 | 千円 390,989 | 千円 6,741 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。
 イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 熊 本 県 | 45.3 歳 | 387,183 円 | 528,568 円 |
| 団 体 平 均 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 事 業 者 | 歳 | | 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況
(ア) 期末・勤勉手当

| 熊 本 県 | | 一般行政職・団体平均等 | |
|--|--|--|--|
| 1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,610 千円 | | 1人当たり平均支給額(平成24年度) - 千円 | |
| (平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分 | | (平成24年度支給割合) 期末手当 - 月分 () 月分 勤勉手当 - 月分 () 月分 | |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 - | |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成25年4月1日現在)

| 熊 本 県 | | 一般行政職・団体平均等 | |
|------------|---------------------------|-------------|------------------|
| (支給率) | 自己都合 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.03 月分 28.7875 月分 | 勤続20年 | - 月分 - 月分 |
| 勤続25年 | 32.83 月分 38.955 月分 | 勤続25年 | - 月分 - 月分 |
| 勤続35年 | 46.55 月分 55.86 月分 | 勤続35年 | - 月分 - 月分 |
| 最高限度額 | 55.86 月分 55.86 月分 | 最高限度額 | - 月分 - 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 - |
| (退職時特別昇給 | なし) | (退職時特別昇給 | -) |
| 1人当たり平均支給額 | - 千円 - 千円 | 1人当たり平均支給額 | - 千円 - 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(平成25年4月1日現在)

| | | | |
|---------------------------|-----|-----------|---------------|
| 支給実績(平成24年度決算) | | 185 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | 185,364 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) |
| - | - % | 該当なし | % |

(注) 「支給実績(平成24年度決算)」及び「支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)」には、東日本大震災に係る職員派遣に伴い、派遣先の規定に基づき本県が支給する地域手当が含まれている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 支給総額(平成24年度決算) | | 1,803 千円 | |
|---------------------------|--|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | 50,086 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度) | | 62.1 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 3 種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 発電業務手当 | 発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員 | 発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき | 1日当たり300円 |
| | | ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき | 1日当たり450円 |
| | | 洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき | 1日当たり650円 |
| | | ・上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合 | 危険度等に応じて上記支給単価に、220円～440円を加算 |
| 2 特殊現場作業手当 | 坑内作業に従事する職員 | トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき | 1日当たり560円 |
| | 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき | 1日当たり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) |
| | 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき | 1日当たり220円 |
| | 技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 別に管理者が定める業務に従事したとき | 1日当たり400円 |
| 3 用地交渉従事手当 | 公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員 | 直接用地交渉に従事したとき | 1日当たり700円 (夜間1,000円) |

(オ) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|-----------|
| 支給実績(平成24年度決算) | 22,434 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | 477 千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | 22,241 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | 445 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日 現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (平成24年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算) |
|----------------------------|--|--------------|----------------|--------------------|-----------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 9,770 千円 | 222,034 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給 | 同じ | | 7,226 千円 | 903,300 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | 5,419 千円 | 126,020 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 186 千円 | 13,273 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置(所有に係る住宅に居住している職員に対して月額2,000円を支給) | 同じ | | 3,933 千円 | 100,846 円 |
| 9 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 10 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況
決 算

| 区 分 | 総費用 A | 純損益 又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 平成23年度の 総費用に占める 職員給与費比率 |
|----------------|---------------|-------------------|--------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 平成 24 年度 | 千円 949,929 | 千円 ▲ 185,090 | 千円 57,539 | % 6.1 | % 6.3 |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|----------------|----------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成 24 年度 | 人 7 | 千円 28,140 | 千円 4,580 | 千円 10,368 | 千円 43,088 | 千円 6,155 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。
 イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 熊 本 県 | 43.0 歳 | 355,086 円 | 482,079 円 |
| 団 体 平 均 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 事 業 者 | - 歳 | - 円 | - 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 ウ 職員の手当の状況
 (ア) 期末・勤勉手当

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,481 千円 | 1人当たり平均支給額(平成24年度) - 千円 |
| (平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分 | (平成24年度支給割合) 期末手当 - 月分 () 月分 勤勉手当 - 月分 () 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 - |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
 (イ) 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|------------------------------------|---------------------------|
| (支給率) 自己都合 勸奨・定年 | (支給率) 自己都合 勸奨・定年 |
| 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 | 勤続20年 - 月分 - 月分 |
| 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 | 勤続25年 - 月分 - 月分 |
| 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 | 勤続35年 - 月分 - 月分 |
| 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 | 最高限度額 - 月分 - 月分 |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 - |
| (退職時特別昇給 なし) | (退職時特別昇給 -) |
| 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円 | 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円 |

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成 25 年 4 月 1 日 現在)

| | | | |
|---------------------------|-----|---------|---------------|
| 支給実績(平成24年度決算) | | - | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | - | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) |
| | % | 該当なし | % |

(エ) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日 現在)

| 支給総額(平成24年度決算) | | 599 | 千円 |
|---------------------------|--|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | 19,967 | 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度) | | 42.9 | % |
| 手当の種類(手当数) | | 2 | 種類 |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 特殊現場作業手当 | 坑内作業に従事する職員 | トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき | 1日当たり560円 |
| | 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき | 1日当たり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) |
| | 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき | 1日当たり220円 |
| | 技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 別に管理者が定める業務に従事したとき | 1日当たり400円 |
| | 都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員 | 大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき | 1日当たり150円 |
| 2 用地交渉従事手当 | 公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員 | 直接用地交渉に従事したとき | 1日当たり700円 (夜間1,000円) |

(オ) 時間外勤務手当

| | | |
|-------------------------|-------|----|
| 支給実績(平成24年度決算) | 986 | 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | 164 | 千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | 1,107 | 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | 185 | 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日 現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (平成24年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算) |
|------------------------------------|--|----------------------|------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 1,152 千円 | 230,400 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員 に対して130,300円以内を支 給 | 同じ | | 604 千円 | 603,600 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に 対して運賃額55,000円まで は全額、それを超える部分に ついては1/2を加算額として 支給 ・交通用具を利用している職 員に対して距離区分に応じ て2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | 401 千円 | 100,350 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命 じられた職員に対して、3,600 円～7,200円/回を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である特殊 な専門知識を必要とする職 員に対して2,500円以内を支 給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命じられた 職員に対して勤務1時間当 たりの給与額に135/100を乗 じて得た額を支給 | 同じ | | 11 千円 | 11,076 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給 与額に25/100を乗じて得 た額を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借 り受けている職員に対して 27,000円以内を支給 ・自宅に係る住居手当の廃 止に伴う経過措置(所有に係 る住宅に居住している職員 に対して月額2,000円を支 給) | 同じ | | 678 千円 | 169,500 円 |
| 9 特地勤務手当(これ に準ずる手当を含む。) | ・離島その他の生活の著しく 不便な地に所在する公署に 勤務する職員に対して給料 等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場 合に3年以内の期間、勤務 年数に応じて給料等の6% 以内を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 10 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむ を得ない事情により同居し ていた配偶者と別居し、単 身で生活する職員に対し て基本額23,000円、距離 区分に応じて4,000～45, 000円を加算した額を支 給 | 同じ | | 348 千円 | 348,000 円 |
| 11 管理職員特別勤 務 手当 | 管理職手当支給対象職員が 臨時又は緊急の必要等によ り、週休日等に勤務した場 合、12,000円/回以内を支 給 | 同じ | | 千円 | 円 |
| 12 災害派遣手当(武 力攻撃災害等派遣 手当を含む。) | 災害応急対策又は災害復旧 のため、住所又は居所を離 れて本県の区域に滞在す ることを要する場合に3,970 円～6,620円を支給 | 同じ | | 千円 | 円 |

③ 有料駐車場事業

有料駐車場事業については、対象職員が少数のため、公表を控えている箇所がある。

ア 職員給与費の状況

決算

| 区 分 | 総費用 A | 純損益 又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 平成23年度の 総費用に占める 職員給与費比率 |
|----------------|--------------|-------------------|------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 平成 24 年度 | 千円 59,080 | 千円 46,258 | 千円 - | % - | % - |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|----------------|----------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成 24 年度 | 人 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - |

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|------|-----|-------|
| 熊 本 県 | — 歳 | — 円 | — 円 |
| 団 体 平 均 | — 歳 | — 円 | — 円 |
| 事 業 者 | — 歳 | — 円 | — 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末・勤勉手当

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額(平成24年度) — 千円 | 1人当たり平均支給額(平成24年度) — 千円 |
| (平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分 | (平成24年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 () 月分 () 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 — |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である

(イ) 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 熊 本 県 | | | 一般行政職・団体平均等 | | |
|------------|---------------------------|------------|-------------|------------------|-------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.03 月分 | 28.7875 月分 | 勤続20年 | — 月分 | — 月分 |
| 勤続25年 | 32.83 月分 | 38.955 月分 | 勤続25年 | — 月分 | — 月分 |
| 勤続35年 | 46.55 月分 | 55.86 月分 | 勤続35年 | — 月分 | — 月分 |
| 最高限度額 | 55.86 月分 | 55.86 月分 | 最高限度額 | — 月分 | — 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 — | |
| (退職時特別昇給 | なし |) | (退職時特別昇給 | — |) |
| 1人当たり平均支給額 | — 千円 | — 千円 | 1人当たり平均支給額 | — 千円 | — 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| | | | |
|---------------------------|-----|---------|---------------|
| 支給実績(平成24年度決算) | | — 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | — 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) |
| | % | 該当なし | % |

(エ) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| | | | |
|---------------------------|--|---------------------------------------|---|
| 支給総額(平成24年度決算) | | — 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | — 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度) | | — % | |
| 手当の種類(手当数) | | 2 種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 特殊現場作業手当 | 坑内作業に従事する職員 | トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき | 1日当たり560円 |
| | 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき | 1日当たり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) |
| | 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき | 1日当たり220円 |
| | 技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | 別に管理者が定める業務に従事したとき | 1日当たり400円 |
| 2 用地交渉従事手当 | 公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員 | 直接用地交渉に従事したとき | 1日当たり700円 (夜間1,000円) |

(オ) 時間外勤務

| | |
|-------------------------|------|
| 支給実績(平成24年度決算) | — 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | — 千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | — 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | — 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (平成24年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算) |
|----------------------------|--|----------------------|------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置(所有に係る住宅に居住している職員に対して月額2,000円を支給) | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 9 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 10 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |
| 11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | 同じ | | — 千円 | — 円 |

(8) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況
決 算

| 区 分 | 総費用 | 純損益 又は 実質収支 | 職員給与費 | 総費用に占める 職員給与費比率 | (参考) 平成23年度の 総費用に占める 職員給与費比率 |
|----------------|-----------------|-------------------|---------------|--------------------|---------------------------------------|
| | A | | B | B/A | |
| 平成 24 年度 | 千円 1,495,089 | 千円 20,892 | 千円 827,207 | % 55.3 | % 52.4 |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|----------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成 24 年度 | 人 89 | 千円 380,498 | 千円 119,378 | 千円 134,995 | 千円 634,871 | 千円 7,133 |

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。
 ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 基 本 給 | 平 均 月 収 額 |
|---------|---------|-----------|-------------|
| 熊 本 県 | 43.5 歳 | 371,721 円 | 594,448 円 |
| 医 師 | 49.9 歳 | 622,614 円 | 1,264,236 円 |
| 看 護 師 | 42.8 歳 | 353,472 円 | 549,612 円 |
| 事 務 職 員 | 43.9 歳 | 362,793 円 | 566,305 円 |
| 団 体 平 均 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 医 師 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 看 護 師 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 事 務 職 員 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 事 業 者 | - 歳 | - 円 | - 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況
 ア 期末・勤勉手当

| 熊 本 県 | 一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等 |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,610 千円 | 1人当たり平均支給額(平成24年度) - 千円 |
| (平成24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 | (平成24年度支給割合) 期末手当 - 月分 勤勉手当 - 月分 () 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 - |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

| 熊 本 県 | 一 般 行 政 職 ・ 団 体 平 均 等 |
|------------------------------------|---------------------------|
| (支給率) 自己都合 勸奨・定年 | (支給率) 自己都合 勸奨・定年 |
| 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 | 勤続20年 - 月分 - 月分 |
| 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 | 勤続25年 - 月分 - 月分 |
| 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 | 勤続35年 - 月分 - 月分 |
| 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 | 最高限度額 - 月分 - 月分 |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 - |
| (退職時特別昇給 なし) | (退職時特別昇給 -) |
| 1人当たり平均支給額 560 千円 24,959 千円 | 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| | | | |
|---------------------------|-----|---------|---------------|
| 支給実績(平成24年度決算) | | — 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | — 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) |
| | % | 該当なし | % |

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 支給総額(平成24年度決算) | | 14,504 千円 | |
|---------------------------|------------------|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | | 273,653 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度) | | 59.6 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 5 種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 感染症防疫作業手当 | 感染症の防疫に従事する職員 | 感染症の防疫に従事したとき | 日額 290円～760円 |
| 2 放射線取扱作業手当 | 放射線取扱作業に従事する職員 | エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき | 診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円 |
| 3 精神保健指定医等従事手当 | 精神保健指定医である職員等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき | 日額290円 |
| 4 夜間看護手当 | 病棟に勤務する看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき | 1回につき 2,000円～6,800円 |
| 5 衛生検査業務従事手当 | 臨床検査技師及び衛生検査技師 | 臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき | 日額290円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|-----------|
| 支給実績(平成24年度決算) | 26,044 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) | 310 千円 |
| 支給実績(平成23年度決算) | 24,732 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算) | 321 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(平成24年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算) |
|---------|--|--------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 10,108 千円 | 252,693 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | | 3,389 千円 | 847,200 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を使用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | 9,988 千円 | 118,904 円 |

| | | | | | |
|---------------------------|---|----|--|-----------|-------------|
| 4 宿日直手当 | 宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師20,000円/回、看護師長等7,200円/回を支給 | 同じ | | 8,488 千円 | 471,556 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である医師に対して365,500円以内を支給 | 同じ | | 19,011 千円 | 3,802,080 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 9,287 千円 | 773,847 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 8,456 千円 | 165,793 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・自宅に係る住居手当の廃止に伴う経過措置(所有に係る住宅に居住している職員に対して月額2,000円を支給) | 同じ | | 8,260 千円 | 135,397 円 |
| 9 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000円～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 10 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めている。

| 1 週間の勤務時間 | 1 日の勤務時間 | 勤務時間の割振り | | |
|--------------|------------|-----------|-------------|-------------|
| | | 始 業 | 終 業 | 休憩時間 |
| 3 8 時間 4 5 分 | 7 時間 4 5 分 | 8 時 3 0 分 | 1 7 時 1 5 分 | 1 2 時～1 3 時 |

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができる。
なお、平成24年1月1日から12月31日までの全期間に在職した職員（育児休業者、退職者及び派遣者を除く。）の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、9.5日である。

(3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられているが、ここでは、概要について

記載している。

なお、本県では、平成 25 年 4 月 1 日現在 27 の特別休暇がある。

| 内 容 | 期 間 |
|--|---|
| 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | その都度必要と認める時間 |
| 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 | その都度必要と認める時間 |
| ドナー休暇 | その都度必要と認める時間 |
| ボランティア休暇 | 1 暦年のうち 5 日以内 |
| 結婚休暇 | 5 日以内 |
| 産前休暇 | 出産予定日の 8 週間前から出産の日までの請求した期間 |
| 産後休暇 | 出産の日の翌日から 8 週間 |
| 育児時間休暇 | 生後 3 年を経過するまで 1 日を通じて 90 分を超えない範囲内で必要と認める期間 |
| 生理休暇 | 請求した日から 2 日以内においてその都度必要と認める時間 |
| 妊娠中の女性職員が母子保健法第 10 条の保健指導又は同法第 13 条の健康診査を受ける場合 | その都度必要と認める期間 |
| 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でおおの必要と認める時間 |
| 妊娠障害休暇 | 14 日以内 |
| 出産補助休暇 | 出産のため入院等の日以後 40 日以内において 3 日以内 |
| 男性の育児参加休暇 | 出産予定日の 8 週間前から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内において 5 日以内 |
| 子の看護休暇 | 5 日（養育する子が 2 人以上いる場合にあつては 10 日）以内 |
| 短期の介護休暇 | 5 日（要介護者が 2 人以上いる場合にあつては 10 日）以内 |
| 忌服休暇 | 1 日～10 日（血姻関係により異なる。） |
| 父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後 15 年内の日に限る。）にあたる場合 | 慣習上最小限度必要と認められる期間（1 日） |
| 夏期休暇 | 任命権者が定める期間内で 5 日以内 |
| 長期勤続休暇 | 連続した 2 日以内 |
| 台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1 週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間 |
| 台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | その都度必要と認める時間 |
| 台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | その都度必要と認める時間 |

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 赴任のため勤務につけない場合 | その都度必要と認める期間 |
| 昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合 | その都度必要と認める期間 |
| あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合 | 人事委員会が承認した期間 |
| スクーリングを受ける場合 | その都度必要と認める期間 |
| 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合 | その都度必要と認める期間 |

- (4) **病気休暇**
 病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

| 内 容 | 期 間 |
|-----------|----------------|
| 公務傷病による休暇 | 必要最小限度の期間 |
| 私傷病による休暇 | 引き続き 90 日以内の期間 |
| 結核による休暇 | 1 年以内の期間 |

- (5) **介護休暇**
 介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

| 内 容 | 期 間 |
|----------------------------------|----------------------------|
| 特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合 | 連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間 |

4 **職員の分限及び懲戒処分の状況**

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。
 平成 24 年度の処分の状況は、次のとおりである。

- (1) **分限処分** (単位：人)

| 処分理由 | 地方公務員法の規定 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 | 失職 |
|------------------------------|-----------------------------|----|----|-----|----|-----|----|
| 勤務実績が良くない場合 | 第 28 条第 1 項第 1 号 | 1 | | | | 1 | |
| 心身の故障の場合 | 第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号 | | | 158 | | 158 | |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 第 28 条第 1 項第 3 号 | | | | | 0 | |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 第 28 条第 1 項第 4 号 | | | | | 0 | |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 第 28 条第 2 項第 2 号 | | | | | 0 | |
| 条例で定める事由による場合 | 第 27 条第 2 項 | | | | | 0 | |
| 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者 | | | | | | | |
| 合 計 | | 1 | 0 | 158 | 0 | 159 | 0 |

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 2 以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

| 処分理由 | 地方公務員法の規定 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------------------------|-------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 | 第 2 9 条第 1 項第 1 号 | 8 | 5 | 7 | 1 | 21 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 第 2 9 条第 1 項第 2 号 | 1 | | | | 1 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 第 2 9 条第 1 項第 3 号 | 1 | 2 | 2 | 1 | 6 |
| 合 計 | | 10 | 7 | 9 | 2 | 28 |

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
 2 2 以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の、サービス上の制約が課せられている。
 この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。
 平成 2 4 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

| 区 分 | 申請件数 | 許可件数 |
|--------------|------|------|
| 営利企業等の従事許可申請 | 173 | 173 |

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。
 また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。
 平成 2 4 年度の実施状況については、次のとおりである。

(1) 研修

【知事部局】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|-------------------------|--------------|----------------------|--------------|-----|
| 新規採用職員研修 | 3 回 | 平成 2 4 年度採用職員 | 265 | |
| 一般職員 4 年目研修 | 2 回 | 平成 2 1 年度採用職員 | 44 | |
| 一般職員 7 年目研修 | 2 回 | 平成 1 8 年度採用職員 | 62 | |
| 一般職員 1 0 年目研修 | 3 回 | 平成 1 5 年度採用職員 | 89 | |
| 技能労務職員研修 | 2 回 | 昭和 6 2 年度以降入庁の技能労務職員 | 85 | |
| 技能労務職員研修 (職種転換試験合格者) | 1 回 | 技能労務職員 (職種転換試験合格者) | 14 | |
| 新任係長等研修 | 3 回 | 新任係長等 | 88 | |
| 所属長等研修 | 2 回 | 新任所属長等 | 196 | |
| 選択研修 | 2 5 回 | 全職員を対象 | 598 | |

| | | | | |
|--------------------|-----|-----------------|-------|--|
| 新採トレーナー研修 | 2回 | 新採トレーナーに指名された職員 | 78 | |
| 特別研修 | 10回 | 全職員 | 4,068 | |
| 新任人事評価者等実務研修 | 3回 | 新任人事評価者等 | 74 | |
| 目標設定・進行管理の取組に関する研修 | 3回 | 管理監督職 | 111 | |

(注) 知事部局においては、人事課が実施する研修の状況を記載している。

【企業局】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|--------|--------------|-----|--------------|-----|
| 特定課題研修 | 2回 | 全職員 | 53 | |

(注) 企業局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【病院局】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 行動制限最小化等研修 | 1回 | 全職員 | 54 | |
| 院内感染対策研修 | 2回 | 全職員 | 233 | |
| 医療安全研修 | 3回 | 全職員 | 220 | |
| 経営研修 | 5回 | 全職員(1回は中堅職員) | 78 | |
| 不適正経理再発防止研修 | 2回 | 全職員 | 41 | |

【教育委員会】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|---------------------|------------------|------------------------------|----------------|------------------|
| 新任管理職(校長)研修(小・中) | 1日 | 小・中学校新任校長 | 44 | |
| 新任管理職(校長)研修(県立) | 2日 | 県立学校新任校長 | 16 | |
| 21世紀を拓く熊本の教育推進講座 | 5ブロックで実施 | 小・中校長 | 421 | |
| 新任管理職(教頭)研修(小・中) | 1日 | 小・中新任教頭 | 53 | |
| 新任管理職(教頭)研修(県立) | 2日 | 県立学校新任教頭 | 18 | |
| 新任学年主任・主幹教諭研修(1・2年) | 1日 | 県立新任(1・2年) | 57 | 学年主任38 主幹教諭19 |
| 管理職等研修会(食育) | 1日 | 管理職(幼・保・小・中・高・特)、市町村教育委員会担当者 | 145 | |
| 県立新任事務長研修 | 1日 | 県立新任事務長 | 6 | |
| 初任者研修(小・中・高・特) | 高・特22日 小・中22日 | 初任者(小・中・高・特) | 高・特93 小・中95 | |
| 5年経験者研修(小・中・高・特) | 5日 | 教職経験者(6年目)(小・中・高・特) | 162 | 高・特51 小・中111 |
| 10年経験者研修(小・中・高・特) | 12日 | 10年経験者(小・中・高・特) | 150 | 高・特66 小・中84 |
| 教職経験者(17年目)研修(小・中) | 2日 | 教職経験者(17年目)(小・中) | 138 | |

| | | | | |
|------------------------|------------------|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 教務主任研修会（県立） | 2日 (うち新任のみ一日) | 県立学校教務主任 | 88 (うち新任は28) | |
| 教務主任研修会（小・中） | 各事務所単位で実施 各2日 | 教務主任（小・中） | 423 | |
| 新規採用養護教諭研修会（小・中・高・特） | 11日 | 新規採用養護教諭（小・中・高・特） | 7 | |
| 養護教諭10年経験者研修会（小・中・高・特） | 11日 | 養護教諭10年経験者（小・中・高・特） | 7 | |
| 新規採用栄養教諭研修 | 11日 | 新規採用栄養教諭 | 2 | |
| 新任事務職員研修 | 3日 | 新任事務職員（小・中・高・特） | 33 | |
| 新任実習教師研修 | 3日 | 新任実習教師（高・特） | 8 | |
| 新任寄宿舎指導員研修 | 3日 | 新任寄宿舎指導員（特） | 2 | |
| 県立学校技師研修 | 休止 | 県立学校技師（高・特） | 休止 | |
| 幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士研修 | 9日 | 幼稚園・保育所新規採用教員・保育士 | 公立1 | ※公立以外に、私立・保育所等の参加有り |
| 幼稚園等10年経験者研修 | 16日 | 公市立幼稚園10年経験者 | 公立6 | |
| 校長等人権教育研修会 | 1日 | 校長（小・中・高・特）※人権教育主任含む。 | 582 | |

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

【警察本部】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|----------|--------------|---------------|--------------|-----|
| 初任科 | 4回 | 新規採用警察官、同一般職員 | 151人 | |
| 初任補修科 | 3回 | 職場実習修了警察官 | 109人 | |
| 幹部任用科 | 2回 | 警部補及び巡査部長昇任者 | 32人 | |
| 部門別任用科 | 4回 | 警察官 | 75人 | |
| 警務部門専科 | 9回 | 警察官、一般職員 | 159人 | |
| 生活安全部門専科 | 3回 | 警察官 | 42人 | |
| 地域部門専科 | 5回 | 警察官 | 78人 | |
| 刑事部門専科 | 8回 | 警察官 | 133人 | |
| 交通部門専科 | 5回 | 警察官 | 65人 | |
| 警備部門専科 | 2回 | 警察官 | 35人 | |

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載している。

(2) 勤務成績の評定
【知事部局、企業局及び病院局】

| 評定の方法 | 評定者 | 評定結果の活用 |
|---|--|--|
| 熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：業績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野） | 基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長 | 昇任・昇格、配置転換、普通昇給（昇給延伸）、特別昇給及び人材育成に活用している。 |

(注) 企業局及び病院局においては、知事部局に準じて実施している。

【教育委員会】

| 評定の方法 | 評定者 | 評定結果の活用 |
|---|--|---|
| <事務局職員> ①平成20年度から評価者の役割の見直し、人事評価方法の改正を行った「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」に基づき、次のとおり評価を実施。 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野） ②平成24年12月支給分から本庁課長以上の職員（これに相当する職にある職員）を対象に、業務の成果や取組み事実を評価し、勤務成績を勤勉手当に反映する制度を導入。 | ①「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」次のとおり評価者を設定 ・一次評価者（人事担当補佐）：所属職員の人事評価を実施。 ・二次評価者（所属長）：一次評価者の人事評価及び所属職員の評価の調整 ②「勤務成績の勤勉手当への反映について（通知）」により次のとおり評価者を設定 教育長：教育理事の評価及び全体調整 教育理事：局長等の評価 局長：局内課長職の評価 | 昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成の参考資料として活用。 特定幹部職員、本庁課長の職及びこれに相当する職にある職員については、勤勉手当の成績率に反映。 |
| <学校職員> 平成18年度から「勤務評定」に代わり、現行の人事評価制度を導入。「自己評価」と「評価者評価」の2本柱から成り、「自己評価」はA～Dの4段階で絶対評価を行い、「評価者評価」はあらかじめ示された職務行動のレベルに応じて0～3の4段階で評価を行う。 | 「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第6条第2項参照。 | 人事異動及び各種研修受講者推薦等の参考資料として活用する。 給与等の処遇に反映させる方法については、現在検討中。 |

【警察本部】

| 評定の方法 | 評定者 | 評定結果の活用 |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 被評定者に身上申告書を提出させ、各職級に対応する勤務評定記録書により実施 | 被評定者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者 | 昇任、給与、人事異動等の人事管理 |

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

平成 2 4 年度の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局、病院局】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|---------------|---------|-----------------------------------|
| 職員の保健に関すること | 健康診断 | 定期健康診断 |
| | | 特殊業務等従事職員健康診断 |
| | | 人間ドック費用の助成 |
| | | じん肺健康診断 |
| | | V D T 作業従事職員特別健診 |
| | | 精密再検査費用助成 |
| | 健康相談・指導 | 健康相談、ストレス相談 |
| | | ヘルスチェック |
| | | 健康診断事後指導 |
| | 健康教育 | メンタルヘルス研修 |
| | | 肩こり・腰痛予防教室、糖尿病教室 |
| | | 健康の保持増進に関する広報、啓発 |
| | 安全衛生管理 | 衛生委員会の設置、活動の推進 |
| | | 衛生管理者の養成 |
| | | 県庁産業医の養成 |
| | | 長時間勤務健康障害防止対策の推進 |
| | その他 | 地方職員共済組合熊本県支部が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成 |
| 職員の元気回復に関すること | 職員球技大会等 | 職員球技大会等の実施 |
| | 一般教養 | 教養室、図書室の管理運営 |
| その他の厚生に関すること | 厚生施設 | 食堂、売店等 |
| | 職員住宅 | 職員住宅 |
| | その他 | ライフプラン事業 |

【企業局】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|--------------|---------|-------------|
| 職員の保健に関すること | 健康診断 | 定期健康診断 |
| | 健康相談・指導 | 産業医による保健指導等 |
| その他の厚生に関すること | 職員住宅 | 職員住宅の維持管理 |

【教育委員会】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|--------------|------------------|---------------|
| 職員の保健に関すること | 健康診断 | 定期健康診断 |
| | | 人間ドック |
| | | 器官別検診 |
| | 健康相談・指導 | こころの健康相談 |
| | | 電話健康相談 24 |
| | | 面接によるカウンセリング |
| | | 健康診断集計、分析 |
| | 健康教育 | メンタルヘルス講師派遣事業 |
| 安全衛生管理 | 安全衛生委員会の設置、活動の推進 | |
| その他 | 健康管理に関する広報、啓発 | |
| その他の厚生に関すること | 職員住宅 | 教職員住宅の維持管理 |
| | その他 | ライフプラン事業の推進 |

【警察本部】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|--------------|-----------|---|
| 職員の保健に関すること | 1 健康診断 | 1 定期健康診断（特定健康診査を含む。） 2 特殊健康診断（高気圧健康診断等） 3 その他健康診断 |
| | 2 健康相談・指導 | 1 健康相談 2 健康診断後の指導（特定保健指導を含む。） |
| | 3 健康教育 | 1 メンタルヘルス研修会 2 生活習慣病予防研修会 |
| | 4 安全衛生管理 | 1 衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置 2 安全衛生研修会 3 過重労働対策 4 職員の職場復帰支援 |
| | 5 その他 | 健康管理に関する広報・啓発 |
| その他の厚生に関すること | 1 警察職員互助会 | 福利厚生事業（給付事業、貸付事業及び福祉事業） |
| | 2 生涯生活設計 | 1 年代別ライフサイクルプラン研修会（30歳、40歳、50歳及び57歳） 2 採用時ライフプラン教養 |

(2) 公務災害
平成 24 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

① 公務災害 (単位：人)

| 前年度末現在 未処理件数 | 受案件数 | 認定件数 | | 取 件 下 数 | 年度末 未処理件数 |
|-----------------|------|------|-----|------------------|--------------|
| | | 公務上 | 公務外 | | |
| 29 | 141 | 136 | 3 | 0 | 31 |

② 通勤災害

(単位：人)

| 前年度末現在 未処理件数 | 受理件数 | 認定件数 | | 取 件 下 数 | 年度末 未処理件数 |
|-----------------|------|-------------|---------------|------------------|--------------|
| | | 通勤災害 該 当 | 通勤災害 非 該 当 | | |
| 4 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 |

(3) 育児休業等の取得

平成 24 年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりである。

① 育児休業承認期間

(単位：人)

| | 育児休業承認期間 | | | | | |
|------|----------|-------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| | 6月以下 | 6月～ 1年以下 | 1年～ 1年半以下 | 1年半～ 2年以下 | 2年～ 3年以下 | 合 計 |
| 男性職員 | 1 | 2 | | | | 3 |
| 女性職員 | 2 | 65 | 95 | 67 | 53 | 282 |
| 合 計 | 3 | 67 | 95 | 67 | 53 | 285 |

②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

| | 部分休業承認期間 | | | | | | |
|------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|-----|
| | 1年以下 | 1年～ 2年以下 | 2年～ 3年以下 | 3年～ 4年以下 | 4年～ 5年以下 | 5年以上 | 合 計 |
| 男性職員 | 1 | | | | | | 1 |
| 女性職員 | 13 | | | | | | 13 |
| 合 計 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |

②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

| | 1日の部分休業取得時間 (平均) | | | | |
|------|------------------|---------------|---------------|------|-----|
| | 30分以下 | 30分～ 60分以下 | 60分～ 90分以下 | 90分超 | 合 計 |
| 男性職員 | | 1 | | | 1 |
| 女性職員 | 5 | 3 | 1 | 4 | 13 |
| 合 計 | 5 | 4 | 1 | 4 | 14 |

8 職員の競争試験及び選考の状況

平成 24 年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

(1) 採用試験の日程等

| 試験の種類 | | 公告日 | 申 込 受付期間 | 試験日 (合格発表日) | | | 試験地 | |
|---------|------------------------|-----------|--------------------|----------------|---------------------------------------|--|----------------------------|-----|
| 職員採用試験 | 大学卒業程度 | 24. 4. 16 | 24. 5. 7 ～5. 25 | 第 1 次 | 筆記 | 24. 6. 24 (24. 6. 29) | 熊本市 東京都 | |
| | | | | 第 2 次 | 面接 | 24. 7. 9 ～7. 15 (24. 7. 20) | 熊本市 | |
| | | | | 第 3 次 | 面接 | 24. 7. 28 ～8. 2 (24. 8. 10) | 熊本市 | |
| | 大学卒業程度 (民間企業等経験者対象) | 24. 4. 16 | 24. 5. 7 ～5. 25 | 第 1 次 | 筆記 | 24. 6. 24 (24. 7. 20) | 熊本市 東京都 | |
| | | | | 第 2 次 | 面接 | 24. 8. 25 ～8. 26 24. 9. 1 ～9. 2 (24. 9. 7) | 熊本市 | |
| | | | | 第 3 次 | 面接 | 24. 10. 6 ～10. 7 (24. 10. 23) | 熊本市 | |
| | 短期大学卒業程度 | 24. 6. 15 | 24. 8. 6 ～8. 24 | 第 1 次 | 筆記 | 24. 9. 23 (24. 10. 2) | 熊本市 | |
| | | | | 第 2 次 | 筆記 | 24. 10. 20 | 熊本市 | |
| | | | | | 面接 | 24. 10. 28 (24. 11. 8) | 熊本市 | |
| | 高等学校卒業程度 | 24. 6. 15 | 24. 8. 6 ～8. 24 | 第 1 次 | 筆記 | 24. 9. 23 (24. 10. 2) | 熊本市 | |
| | | | | 第 2 次 | 筆記 | 24. 10. 20 | 熊本市 | |
| | | | | | 面接 | 24. 10. 27 ～10. 28 (24. 11. 8) | 熊本市 | |
| 警察官採用試験 | 警察官 A | 24. 4. 15 | 24. 5. 7 ～5. 25 | 第 1 次 | 筆記 | 24. 7. 8 (24. 7. 13) | 熊本市 | |
| | | | | 第 2 次 | 適性 | 24. 8. 4 | 熊本市 | |
| | | | | | 体力 | 24. 8. 5 | 熊本市 | |
| | 警察官 B | 24. 6. 15 | 24. 8. 6 ～8. 24 | 第 2 次 | 面接 | 24. 8. 11 ～8. 17 (24. 8. 24) | 熊本市 | |
| | | | | | 第 1 次 | 筆記 | 24. 10. 14 (24. 10. 23) | 熊本市 |
| | | | | | 第 2 次 | 体力 | 24. 11. 10 | 熊本市 |
| | | | | 面接 | 24. 11. 17 ～11. 20 (24. 11. 30) | 熊本市 | | |

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

| 区分 | 職 種 | 採 用 予定者数 | 第 1 次試験 | | 大卒第 2 次試験 | | 大卒第 3 次、 その他第 2 次 試験受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (7.1現在) |
|----------------|---------|-------------|---------|------|-----------|------|--------------------------------|-------------|------------|-----------------|
| | | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 大学卒業程度 | 行 政 | 44人程度 | 633 | 134 | 127 | 58 | 57 | 44 | 14.4 | 41 |
| | 警察行政 | 5人程度 | 79 | 15 | 15 | 8 | 8 | 5 | 15.8 | 5 |
| | 教育行政 | 37人程度 | 252 | 98 | 97 | 51 | 50 | 37 | 6.8 | 35 |
| | 一般土木 | 14人程度 | 33 | 20 | 19 | 16 | 16 | 14 | 2.4 | 11 |
| | 農業土木 | 3人程度 | 8 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2.7 | 3 |
| | 建 築 | 3人程度 | 12 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4.0 | 2 |
| | 機 械 | 1人程度 | 8 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | 8.0 | 1 |
| | 電 気 | 2人程度 | 15 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 7.5 | 2 |
| | 化 学 | 2人程度 | 30 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 15.0 | 2 |
| | 農 学 | 8人程度 | 42 | 25 | 25 | 12 | 12 | 8 | 5.3 | 8 |
| | 林 学 | 2人程度 | 16 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 8.0 | 2 |
| | 畜 産 | 1人程度 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 4.0 | 1 |
| | 水 産 | 1人程度 | 8 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 8.0 | 1 |
| | 管理栄養士 | 1人程度 | 34 | 5 | 5 | 4 | 4 | 1 | 34.0 | 1 |
| | 保 健 師 | 5人程度 | 16 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4.0 | 4 |
| | 薬 剤 師 | 5人程度 | 10 | 7 | 7 | 7 | 7 | 5 | 2.0 | 4 |
| 小 計 | 134人程度 | 1,200 | 343 | 334 | 188 | 185 | 133 | 9.0 | 123 | |
| (民間企業等経験者対象) | | | | | | | | | | |
| 行 政 | 10人程度 | 297 | 31 | 29 | 15 | 14 | 10 | 29.7 | 7 | |
| 一般土木 | 4人程度 | 36 | 12 | 11 | 6 | 6 | 4 | 9.0 | 3 | |
| 農 学 | 1人程度 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 1 | 4.0 | 1 | |
| 小 計 | 15人程度 | 337 | 47 | 44 | 24 | 23 | 15 | 22.5 | 11 | |
| 短期 程度 大学 | 学校図書館事務 | 2人程度 | 80 | 6 | | | 6 | 2 | 40.0 | 2 |
| | 小 計 | 2人程度 | 80 | 6 | 0 | 0 | 6 | 2 | 40.0 | 2 |
| 卒業 程度 学校 | 一般事務 | 5人程度 | 89 | 15 | | | 14 | 4 | 22.3 | 4 |
| | 警察事務 | 2人程度 | 44 | 6 | | | 5 | 2 | 22.0 | 1 |
| | 教育事務 | 2人程度 | 31 | 6 | | | 6 | 2 | 15.5 | 1 |
| | 一般土木 | 4人程度 | 16 | 9 | | | 8 | 4 | 4.0 | 4 |
| | 農業土木 | 2人程度 | 11 | 6 | | | 6 | 2 | 5.5 | 2 |
| | 小 計 | 15人程度 | 191 | 42 | 0 | 0 | 39 | 14 | 13.6 | 12 |
| 合 計 | 166人程度 | 1808 | 438 | 378 | 212 | 253 | 164 | 11.0 | 148 | |

② 警察官採用試験

(単位：人)

| 職 種 | 試験の区分 | 採 用 予定者数 | 第 1 次試験 | | 第 2 次試験 受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (7.1現在) |
|------|-------|-------------|---------|------|-----------------|-------------|------------|-----------------|
| | | | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 警察官A | 男 性 | 108人程度 | 770 | 434 | 340 | 109 | 7.1 | 87 |
| | 女 性 | 12人程度 | 129 | 48 | 35 | 13 | 9.9 | 12 |
| | 小 計 | 120人程度 | 899 | 482 | 375 | 122 | 7.4 | 99 |
| 警察官B | 男 性 | 57人程度 | 563 | 211 | 155 | 57 | 9.9 | 42 |
| | 女 性 | 8人程度 | 138 | 33 | 25 | 8 | 17.3 | 6 |
| | 小 計 | 65人程度 | 701 | 244 | 180 | 65 | 10.8 | 48 |
| 合 計 | | 185人程度 | 1600 | 726 | 555 | 187 | 8.6 | 147 |

③ 障害者採用選考

| 職 種 | 採 用 予定者数 | 第 1 次試験 | | 第 2 次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (4.1現在) |
|------|-------------|---------|------|-----------------|------------|------------|-----------------|
| | | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 一般事務 | 1人程度 | 22 | 4 | 3 | 1 | — | 1 |
| 警察事務 | 1人程度 | | 4 | 4 | 1 | | 1 |
| 教育事務 | 2人程度 | | 7 | 5 | 2 | — | 2 |
| 合 計 | 4人程度 | 22 | 15 | 12 | 4 | 5.5 | 4 |

④ 採用選考

(単位：人)

| 区分 | 職 | 任命権者 | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 公営企業 管理者 | そ の 他 | 計 | |
|-------|--------|------|-----|-------|-------|-------------|-------|----|------|
| | | | | | | | | | 一般職員 |
| 次長級 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | |
| 課長級 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 | 13 | | | |
| 課長補佐級 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 8 | | | |
| 係長級 | 3 | 34 | 0 | 0 | 0 | 37 | | | |
| 主任主事 | 5 | 9 | 0 | 0 | 0 | 14 | | | |
| 主任技師 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 主 事 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 10 | | | |
| 技 師 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | | | |
| 研究員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 資格職種等 | 医 師 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | |
| | 社会福祉士 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| | 保 育 士 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | 獣 医 師 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | |
| | 看 護 師 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| | 臨床検査技師 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | 航 海 士 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | 鑑識技師 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 心理判定員 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 身体障害者 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |
| 小 計 | | 51 | 64 | 5 | 0 | 0 | 120 | | |
| 警察官 | 人事交流等 | 警 視 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | |
| | | 警 部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 警部補 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 巡查部長 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 巡 査 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | |
| | 小 計 | | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 7 | |
| 合 計 | | 51 | 64 | 12 | 0 | 0 | 127 | | |

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 職 | 受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 試験日 | |
|-----|------|------|-------------|------------|--|-------|
| | | | | | 第 1 次 | 第 2 次 |
| 警察官 | 警 部 | 406 | 20 | 20.3 | 第 1 次 24. 6. 13 第 2 次 24. 6. 25 第 3 次 24. 7. 24 (口述・術科) | |
| | 警部補 | 541 | 66 | 8.2 | 第 1 次 24. 10. 9 第 2 次 24. 10. 29 第 3 次 24. 11. 26 (口述・術科) | |
| | 巡查部長 | 691 | 100 | 6.9 | 第 1 次 24. 10. 11 第 2 次 24. 10. 31 第 3 次 24. 11. 28 (口述・術科) | |

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 職 | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部 | 公営企業 管理者 | その他 | 計 |
|------|-------|-----|-------|------|-------------|-----|-----|
| 一般職員 | 部長級 | 6 | 2 | 0 | 1 | 2 | 11 |
| | 次長級 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| | 課長級 | 44 | 4 | 4 | 0 | 2 | 54 |
| | 課長補佐級 | 117 | 26 | 4 | 5 | 1 | 153 |
| | 係長級 | 110 | 34 | 7 | 5 | 2 | 158 |
| | 小 計 | 296 | 67 | 15 | 11 | 7 | 396 |
| 警察官 | 警 視 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 14 |
| | | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 14 |
| 合 計 | | 296 | 67 | 29 | 11 | 7 | 410 |

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成 24 年 10 月 9 日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 民間給与と職員給与の比較

① 月例給

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較差 ((A)-(B)) |
|-----------------|-----------------|--------------------|
| 379,655円 | 379,635円 | 20円 (0.01%) |

※ 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所の従業員（525 事業所のうち 183 事業所を抽出して実地調査）と、職員の 4 月分給与を調査のうえ、民間事業所の事務・技術関係職種 of 従業員と職員（行政職）の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した。

② 特別給（ボーナス）

民間のボーナス（賞与等） 3.95 月

職員の期末手当・勤勉手当 3.95 月

※ 前年 8 月から 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較している。

(2) 給与制度の改正

① 昇給・昇格制度の改正（平成 25 年 1 月 1 日実施）

50 歳台後半層における給与水準の抑制のために昇給・昇格制度を見直すこととした本年の人事院報告・勧告に準じて改正することが適当

ア 昇給制度の改正 [勧告事項]

55 歳に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、標準の成績では昇給しないこととし、特に良好、極めて良好の場合の昇給も抑制

イ 昇格制度の改正 [報告事項]

最高号給を含む高位の号給から昇格した際の給料月額を増加額を縮減するよう昇格時号給対応表を改正

② 給与構造改革における経過措置

国に準じて設けられた本県の経過措置について、本県における経過措置の実施状況や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、廃止に向けて検討を行うことが必要

③ 住居手当の改正（平成 25 年 4 月 1 日実施）[勧告事項]

国・他都道府県の動向等を踏まえ、自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止することが必要

(3) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

① 人事・給与制度

ア 勤務実績の給与への反映

イ 多様で有為な人材の確保・育成

ウ 女性職員の登用

エ 高齢期の雇用問題

オ 公務員制度改革

② 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 総実勤務時間の縮減

- イ 職員の健康管理
- ウ 両立支援その他勤務環境の整備
- ③ 危機発生時の対応
危機発生に対応する業務に従事する職員やその職員が所属する職場へ適切に配慮することが必要
- 災害時等に職員がボランティア活動に積極的に参加できるよう配慮することも必要
- ④ 臨時職員の勤務条件
任命権者は、臨時職員の勤務条件について、職員との均衡面から検討が必要
- ⑤ 信頼の確保
職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、公務員倫理の保持・服務規律の遵守に、より一層努めることが必要
- 任命権者は、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼確保に努めていくことが重要

【参考】職員の平均給与

- ・給与月額 379,635円
- ・年間給与 6,113,000円
- (本年度の新規学卒の採用者を除く行政職の平均給与。平均年齢44歳3月、平均経歴年数22年3月)

(4) 実施状況

- ① 昇給制度の改正
・国に準じて、平成25年1月1日の施行は見送られた
- ② 昇格制度の改正
・人事委員会規則（昇格時号給対応表）を改正（平成25年1月1日施行）
- ③ 住居手当の改正
・条例を改正し、自宅に係る住居手当（3,000円）を廃止（平成25年4月1日施行）
※ 経過措置として、平成25年度は2,000円、平成26年度は1,000円を支給

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成24年度の要求件数等については、次のとおりである。

(単位：人)

| 区 分 | 前年度末現在 未処理件数 A | 当該年度の 措置要求件数 B | 当該年度の 処理件数 | 左の内訳 | | 年度末現在 未処理件数 |
|-------|----------------------|----------------------|---------------|--------|--------|----------------|
| | | | | Aの処理件数 | Bの処理件数 | |
| 給 与 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 休 暇 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 執務環境 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福利厚生 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 転 任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 任 用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |

1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況
 平成 2 4 年度の申立て件数等については、次のとおりである。

(単位：人)

| 区 分 | 前年度末現在 未処理件数 A | 当該年度の 不服申立て件数 B | 当該年度の 処理件数 | 左の内訳 | | 年度末現在 未処理件数 |
|------------------|----------------------|-----------------------|---------------|--------|--------|----------------|
| | | | | Aの処理件数 | Bの処理件数 | |
| 分 限 処 分 | 降 給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降 任 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 休 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 分限免職 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 小 計 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 懲 戒 処 分 | 戒 告 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 減 給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 停 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 懲戒免職 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 小 計 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 転 任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 |